
第3回 日吉津村議会定例会会議録〔第4日〕

令和3年9月24日（金曜日）

議事日程（第4号）

令和3年9月24日 午後1時30分開議

- 日程第 1 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））について
- 日程第 2 議案第 33 号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 34 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津一般会計補正予算（第5回）について
- 日程第 4 議案第 35 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 5 議案第 36 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 日程第 6 議案第 37 号 令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）について
- 日程第 7 議案第 38 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第 39 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第 40 号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 41 号 令和2年度令和2年日吉津村下水道事業会計損益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 11 議案第 42 号 日吉津村土地開発公社の解散について
- 日程第 12 議案第 43 号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第6回）について
- 日程第 13 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 日程第 14 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 15 議員派遣の件について
- 日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 4 回））について

日程第 2 議案第 33 号 日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第 34 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津一般会計補正予算（第 5 回）について

日程第 4 議案第 35 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）について

日程第 5 議案第 36 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について

日程第 6 議案第 37 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 1 回）について

日程第 7 議案第 38 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 39 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 40 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 41 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計損益剰余金の処分及び決算の認定について

日程第 11 議案第 42 号 日吉津村土地開発公社の解散について

日程第 12 議案第 43 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）について

日程第 13 発議第 3 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について

日程第 14 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 15 議員派遣の件について

日程第 16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘	2 番 井 藤 稔
3 番 橋 井 満 義	4 番 三 島 尋 子
5 番 松 本 二三子	6 番 河 中 博 子
7 番 前 田 昇	8 番 松 田 悦 郎
9 番 加 藤 修	10 番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	西 珠 生		

午後 1 時 30 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、こんにちは。令和 3 年 9 月第 3 回定例会最終日となりました。最終日にあたり議長から一言ご挨拶上げます。9 月 6 日から 19 日日間の日程で開催いたしました今定例会、本日 9 月 24 で最終日の運びとなりました。

会期中には本会議とともに、全員協議会、各委員会と議員各位には慎重審議いただき、内容ある定例会を開催することができたと感謝する次第であります。

また、会期中には保育所関係等にコロナ陽性者が発生し、村長以下執行部におかれましては、その対応に苦慮されたものと察するところです。ご苦労様でした。行政におかれましては、ワクチン接種を急ぐとともに村民の皆さまには、手洗い、マスクの着用などより一層の感染防止対策をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは本会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員数は、10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第1 議案第32号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第4回））についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第32号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第33号

○議長（山路 有君） 日程第2、議案第33号日吉津村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 33 号は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 34 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 34 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 5 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第 34 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 35 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 35 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 1 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 36 号

○議長（山路 有君） 日程第 5、議案第 36 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療

特別会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第37号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第37号令和3年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第38号 から 日程第10 議案第41号

○議長（山路 有君） お諮りいたします。日程第7から日程第10までの決算審査特別委員会委員長報告ですので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、議案第38号令和2年度鳥

取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第 8、議案第 39 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 9、議案第 40 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第 10、議案第 41 号令和 2 年日吉津村下水道事業会計損益剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

本 4 議案については、本会議において決算審査特別委員会に審査を付託していますので、決算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田決算審査特別委員長。

○決算審査特別委員長（7 番 前田 昇君） 決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました委員長の前田です。皆さんの方に配布しております報告書に基づいて報告をさせていただきます。

令和 3 年 9 月 24 日、日吉津村議会議長山路有様、日吉津村議会決算審査特別委員会委員長前田昇。特別委員会審査報告書、令和 3 年第 3 回定例会において、本特別委員会に付託された下記審査事件について、開会中の審査を終了したので審査結果を会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

審査事件名、議案第 38 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 39 号以下国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 40 号以下後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 41 号以下下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、以上 4 件であります。

おはぐりいただき、審査日時の報告をさせていただきます。9 月 13 日本議会におきまして、特別委員会の設置及び事件の付託を受けております。その際に委員長前田、副委員長橋井満義ということで指名をいただいております。

次に 9 月 14 日、15、16 の 3 日間にわたりまして、決算審査特別委員会で審議をしました。9 月 22 日決算についての可否決定、あるいはこの報告書の素案の報告をさせていただきます。それで、本日委員長として報告をさせていただきます。

審査方法、決算審査特別委員会を令和 3 年第 3 回定例会において設置した。会期中の審査とすることとし、委員は議員全員において審議する旨決定した。審査場所はこの議場において行っております。委員構成は、割愛をさせていただきますが、10 人全員の議員により構成をしております。説明のため出席した者ということで、執行部よりここに記載の皆さまに、各課ごとに説明をしていただいております。長時間にわたる説明をしていただきありがとうございました。事務局

ということで議会議務局長からも報告もいただきましたが、記録も局長にとっていただいたということでもあります。

はぐっていただきまして審査経過ということで、議案第 38 号一般会計歳入歳出決算であります。多少はしょって読み上げさせていただきます。歳入総額 30 億 9,047 万 2,550 円、歳出総額 28 億 9,426 万 9,314 円で、入、出ともに対前年対比約 21.5 パーセントの増である。歳入増の主な要因はコロナ対策事業の国庫支出金であるが、自主財源については 9,893 万 6,000 円の減額である。また、主な要因として固定資産税の内、大手企業の償却資産の減少とふるさと納税が前年度比約 8,000 万円の減額が上げられます。なお、増加分については固定資産税の土地建物が微増であります。これは新築住宅等の建設によるものであります。

歳出については、歳入と同様コロナ関連の事業実施によるものが主な増加でありまして、総務、民生、教育費で歳出構成比の約 7 割を占めており、土木費の増加は道路改良の用地補償費と橋梁補修等によるものであります。コロナ対策事業で歳入歳出ともに膨らんだ決算額で、30 億を超える歳入額となっております。

そして自主財源率が 45.57 パーセント、依存財源率が 54.43 パーセントということで自主財源率が 5 割をきっていきまして、交付税、交付金等の依存傾向にありますので、財源確保に努めることはもとより、収入未済額の抑止と不能欠損の解消に努められたいというように指摘をしております。次年度から複合型子育て拠点施設の工事が始まりますが、これらの起債等を含め将来の償還と財政バランスには十分留意した運営を望むものであります。

次に議案第 39 号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算であります。歳入総額 3 億 6,034 万 7,639 円、歳出総額 3 億 5,393 万 3,384 円で差引額 641 万 4,000 円であります。対前年度比では歳入が 5.6 パーセント、歳出が 7 パーセントの減となっております。その中でも増加傾向にあった保険給付費が 991 万円、これは受診者の減少とみられますけれども、コロナ禍の受診控えがあったのではないかとこのように考えております。保険事業の激変に備えた基金の積み立てを行ってまいりましたが、前年度対比 1,161 万 4,000 円の減額とし調整をされております。医療の充実した地域環境であるがゆえの、本村の多受診抑制やジェネリック薬品の推奨に努められたいということでもあります。

次に議案第 40 号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、歳入総額 4,379 万 5,198 円、歳出総額 4,378 万 9,988 円でもともに対前年度比 3.2 パーセントの減額であります。これも国保同様コロナ禍による受診控えが推察されます。保険料の 204 万 4,000 円減額は限度超過対象者の減少による

ものでありまして、制度の対象者や家族等には今後も丁寧な対応を願いたいということでありま
す。

議案第 41 号下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算、収益的収入は 1 億 5,900 万 9,675 円、
収益的支出は 1 億 4,608 万 328 円、資本的収入は 214 万 1,448 円、資本的支出は 4,153 万 7,662
円、令和 2 年度より事業会計が公営企業会計となりまして、今年度かぎりの決算計上となる特例
的収入は 1,527 万 970 円、特例的支出は 3,173 万 5,434 円となります。

会計システムの変更により、年度出納整理期間の予定額を計上するものである。なお、使用料
の収入未済額及び不能欠損が増加傾向にありますので、徴収方法等を検討されたいということ
であります。

審査の過程で令和 4 年度の予算編成に向けて、さまざまな意見があったので別紙のとおり意見
書を添付するというので、最後のページに令和 2 年度決算審査付帯意見ということで、10 項目
を挙げております。なお、この付帯意見及び審査の過程での議会からの指摘事項については、村
執行部においてすみやかに検討の上、議会との協議の場で回答いただくよう求めるということ
で書かせていただいております。

もどりまして、2 ページ目になりますが、以上の協議をへました審査結果につきまして、議案
第 38 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について、全会一致で認定
とさせていただきます。以下、議案第 39 号国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定
につきましても全会一致で認定、議案第 40 号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いても全会一致で認定、最後に 41 号の下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定につ
きましても、全会一致で認定とさせていただきます。

以上、特別審査の報告にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） 大変長時間の審査でご苦勞様でした。ありがとうございました。議案第
38 号から議案第 41 号まで委員長報告は全会一致で認定すべきものとなっておりますので、この際、
質疑・討論はないものとして採決は各議案ごとに行います。これから議案第 54 号を採決します。

本議案に対する委員長報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 38 号は委員長報告のとおり
認定することに決定をいたしました。

次、議案第 39 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 39 号は、委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 40 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 40 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次、議案第 41 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって議案第 41 号は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

日程第 11 議案第 42 号

○議長（山路 有君） 日程第 11、議案第 42 号日吉津村土地開発公社の解散についてを議題とします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 42 を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 43 号

○議長（山路 有君） 日程第 12、議案第 43 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 6 回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） 追加議案の提案にあたり、新型コロナウイルス感染症の集団感染に伴い 9 月 13 日から日吉津保育所を休園とさせていただきます。感染された皆さまにお見舞いを申し上げますとともに、早期のご快復を心より祈念をいたします。

また、急遽の休園ということになり、たいへんご不便、ご心配をおかけしたところでございますけれども、ご理解、ご協力を賜っております保護者の皆さま、村民の皆さまに心より感謝を申し上げます。防災無線や報道等を通じてご案内のとおり、日吉津保育所関係においてこれまでに計 13 名の集団発生、いわゆるクラスターが発生をいたしました。これを受けまして 9 月の 13 日から日吉津保育所を臨時休園とし、園内の消毒を行うとともに関係者全員の PCR 検査が行われたところでございます。

先週には、県のクラスター対策特命チーム及び専門家チームによる検査が行われ、園内での感染防止対策に係る指摘、アドバイスをいただいたことを受けまして、必要な追加の感染防止対策を行ったところでございます。その後県の再点検をいただき、安全性を確認し、また新たな感染の広がりも確認されない状況となったことから、この 21 日から保育所を再開いたしました。再開にあたりまして、追加で備品や消耗品類の整備を行いますとともに、職員への研修の実施などにより、感染予防対策のより一層の徹底をはかってまいります。

今回の追加提案におきましては、そうした保育所等での感染防止対策に要する費用、保育所の休園に伴う子育て世帯への支援、仕事に出るために必要となる自費 PCR 検査費用の助成、また村内の飲食業、宿泊業、小売業者への支援等について提案をさせていただくというものでございます。村民の皆さま、保護者の皆さまには感染拡大防止に引き続きご理解、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。

ただいま議題となりました、議案第 43 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 6 回)でございますが、歳入歳出それぞれ 1,476 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 374 万 8,000 円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。歳出では第 3 款民生費第 2 項児童福祉費第 1 目児童福祉総務費に 225 万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症で同居する修学前までの子が、陽性もしくは休園により、1 週間以上の在宅入院により看護が必要となった子育て世帯への支援金でございます。第 4 款衛生費第 1 項保健衛生費第 2 目予防費に 62 万円を計上しておりますが、これは PCR 検査費費用助成事業の拡充分で、新型コロナウイルス感染症で本人が濃厚接触者、

あるいは同居する家族が濃厚接触者となり、勤務先等から PCR 検査を求められた場合の自主検査の費用助成を追加するものでございます。第 6 款商工費、第 1 項商工費、第 1 目商工振興費に 1,300 万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響で売り上げが減少した村内に住所を有する飲食業、宿泊業、または小売業を営む中小企業等への支援給付金でございます。なお、第 11 款諸支出金、第 1 項基金費、第 1 目財政調整基金費を 176 万 9,000 円減額をして調整をしております。

次に、歳入でございますが、4 ページをご覧ください。歳入では第 14 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目総務費国庫補助金に 908 万 9,000 円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加分を含む国庫補助金でございます。第 15 款県支出金、第 2 項県補助金、第 5 目商工費県補助金に 555 万 3,000 円を計上しておりますが、これは鳥取県コロナ禍事業継続緊急応援事業に係る県補助金でございます。第 16 款財産収入、第 2 項財産売払収入、第 1 目不動産売り払い収入に 12 万 5,000 円を計上しておりますが、これは村有林のクヌギ等の立ち木流木の売り払い収入でございます。

以上議案第 43 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議ご承認を賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。このあの事業の概要書でいくつか確認をさせてもらったと思います。まず最初は、児童福祉費の子育て世帯新型コロナ療養等支援事業ということの中で、子育て支援という趣旨で 2 万円の支援金を助成するということですが、ごく簡単に 2 万円の根拠といいますかね、あるいはどういったものを想定して、支援金がたてられているかっていうところをご説明いただいたらと思います。

それから次のページの PCR 検査の助成事業で、この被陽性者ということで、2 万円の上限で全額補助というのが、これが新規で加わったということですが、これも交付金が元になってはいるんですけども、他の市町でも同時に行われるようなものなのかっていうことが、そういう計画がされているのかということが、わかれば 1 点お願いしたいと思います。

この辺がちょっと 4 点ほどありますけれども、2 点目に勤務先から要請というところが、濃厚接触だと保健所の指導で、県費等でされるのかなというような理解しているんですけども、そ

のあたりで職場から、勤務先から求められた場合に、それを村が補助するのかというのはいちよつとどう解釈したらいいかなという気持ちがちよつとありまして、勤務先が要請するなら本来勤務先が負担すべきじゃないかと思ったり、あるいは場合によってはそういった事情が許せない場合は本人の負担になるのかなあというふうにも思うんですが、そのあたりの勤務先要請を基に支援をするということの意味あい、もう一つは勤務先というより自営業の方であったり、極端にいうと農業の方でもいろんな場面で必要性があるということもこの辺に含まれるのかということをお願ひしたいと思います。それから同様なやな経過からこれについては全額補助というのは、以前の帰省者の需要は2分の1ということで、これについては全額という話ですね、この辺の違いについても意図をお聞かせいただいたらと思います。

最後にこの取り組みについて村民の方にどのように広報するのか、非常になんか混乱するんじゃないかというちよつと心配しておりますが、その辺の計画についてお聞かせいただいたらと思います。ちよつといろいろたくさんありましたけれども、以上お知らせいただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えします。まず、2万円の支援金ということで、その根拠ということなんですけれども、この考え方としましては休園が今回ですと1週間から2週間という期間ございます。ご家庭によって状況はさまざまあるかと思ひます。お勤めに出られない方ですとか、あるいは子どもさんを子育て支援のためにサービスを利用されなければならなかつたご家庭とか、さまざまなケースがご家庭によって違ふとは思ひますが、あるというふうには認識している中で、一応さまざまなことを踏まえた中でこの額を考えさせていただいたところでございます。

つづきまして2点目のPCR検査について、他の市町でされているのかなということかなというふうには受け止めましたけれども、今のところちよつと他の市町でされているという状況は把握はしておりません、あくまでもうちがこれは独自にこの度のクラスターに対する対応ということで、検査費用の助成ということで考えさせていただいたところでございます。

それから勤務先からのPCR検査要請があつた場合ということについては、確かにご質問のとおり、家族内で陽性者の方がおられた場合、その場合は濃厚接触者ということで、保健所から求められる行政検査を受けられることとなりますので、その場合の費用負担というのは必要ないということとなります。あくまでも今回の場合は、職務上、たとえば医療機関でありますとか、介護老人施設等にお勤めの方が、出勤されるために検査を受けて陰性ということを実証して出ら

れるというような場合を想定しております、そうなりますと勤務先の方から御負担される場合もあろうかと思いますが、自己負担を求められるケースもあるというふうに伺っておりますので、その場合、自己負担をされる場合については、行政の方から負担させていただこうという考え方でさせていただいております。

当然、自営等の事業をされている方ですね、陰性を証明して事業を進めなければならないというような方についても、同様の対応で助成してまいりたいというふうに考えております。

というところで、今回のケースは全額助成という、従来は2分の1助成だったんですけれども、この違いにつきましても、今回、村内で起きましたこのようなクラスターに伴って起きておりますケースでございますので、想定されないご負担等いろいろおありだということもありまして、今回の部分については全額の助成、2万円までということで、上限は決めておりますけれども、助成を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから村民の方へご案内ということなんですけれども、基本的には対象者が保育所の関係の方ということが絞られてこようかと思っておりますので、今回の制度が施行になりましたら、保育所の方から対象者向けの事業の案内をさせていただくということで、速やかに申請の手続に入っただけのようなご案内をしていきたいというふうに思っております。事業の概要はホームページ等でも周知をしていきたいとは思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 今の答弁、わたし勘違いかも知れませんが。このPCR検査は今回の保育所のクラスターに関わる対応ということですかね。それでない人には対象にならないということなんでしょうか。わたしは、村民全員が対象の事業かなと思って今聞いて、それだと非常に他町村にない日吉津村の独自で、それはそれで素晴らしいと思うんですけれども、誤解のないように十分伝えないと、逆にいうと遠慮されたり何か自分が何かの関係で、そういう必要性があったことを役場に言うのには、非常に抵抗感があったりするといけないなという考え方で伺ったんですけれども、まあ戻って保育所のクラスターに関わる事業ということですかね。その辺確認お願いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員のご質問にお答えします。ちょっと、わたしの説明もまずかったかなと思っておりますけれども、この事業するきっかけとしましては今回のクラスターというところになります、ですので対象はまずはその関係の方ということと、ただ、それだけに

とどまらず、全村民さんそういうケースが出た場合には対象となりますので、事業の対象者としては広く広報はしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） まあそういった趣旨であれば改めて、かなり理解が誤解のなきように、十分広報に努めていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。同じところですけども、説明資料の 3 ページです。先ほどありましたけれども、帰省者と帰宅者で 2 分の 1 で 9,900 円というので 2 分の 1 助成ですよ。これについては、帰る人は向うでして、帰る先でして帰るというのがあったりはすると思うんですが、これについても全額ということにはならないんでしょうかね。ここについてちょっと説明をして下さい。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。この 2 分の 1 補助につきましては、これまで従前から制度化がしてあったものでございまして、このコロナが蔓延してくる中におきましては、県境を越えた医療の自粛等々は全国的に要請される中ではございますけれども。やはり必要性があって帰省をされたりとか、移動されたりということに対して支援をするものでございまして、基本的には補助ということでは、やはりご自身が負担をされることに対して、行政から補助をするという考え方は同じでございます。

先ほど今回追加にした分が、この今の仕事に出る場合に必要となった経費についての負担でございまして、非常に急に職場から求められた場合に PCR の検査を自費で負担をしないといけないということが出てきたり、そのことによって仕事に出れないということは経済活動の停滞にもつながりかねないということも考えられることから、ここは村の方で 2 万円上限ということにはなりますけれども、全額支援をさせていただきたいということで提案をさせていただいたものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにありませんか。ほかに質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

日程第 13 発議第 3 号

○議長（山路 有君） 日程第 13、発議第 3 号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

加藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（9 番 加藤 修君） 議会運営委員長の加藤です。発議第 3 号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに日吉津村議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、提出をいたします。令和 3 年 9 月 24 日、提出者議会運営委員長加藤修。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書案、新型コロナウイルスの感染症拡大は、変異株の猛威も加わり、わが国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。このような状況下、地方財政は来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては令和 4 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するものであります。

1、令和 4 年度以降 3 年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、令和 3 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。2、固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。3、令和 3 年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標

準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について更なる延長は断じて行わないと。5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税又は地方贈与税として地方に税源配分すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。日吉津村議会議長山路有、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣宛てでございます。皆さま方のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（山路 有君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これから発議第7号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（山路 有君） 説明が終わりました。この際質疑討論ないものとして採決を行います。原案のとおり、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 起立全員と認めます。よって、発議第3号は原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

日程第14 諮問 第2号

○議長（山路 有君） 日程第14、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本件についてはお手元に配布のとおり、青山高志氏を人権擁護委員に推薦したい旨村長から文書にて意見を求められております。なお、人権擁護委員の任期は3年です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。人権擁護委員というのは大変大切な委員さんだと思っております。重要で、活動も大変、なんていいですかね、こころを砕かれる活動でもあるかなっていうふうに思ってますが、このほかに行政相談員とか民生委員さんとか村内の住民を見守っていただく、守っていただく委員さんがいらっしゃいますけれども、民生委員さんには民生委員推薦委員会とかっていうのを聞いたことがあります。この人権擁護委員さんの選任についての、そういう委員会は設置されて、要綱みたいのがありますでしょうか。ちょっとそ

れをお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。人権擁護委員につきましては、そういった委員会はありませんで、事務局の方で人選にあたり村長と協議しながら進めているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 人事のことですので、その人についてどうとかっていうことではありません。以前からのこういう人選について、選び方とか選考の仕方ということを少し検討したがいいなあというふうに思っていました。ちょっとあの、県の方の資料を見たりしますと、日吉津村は人権擁護委員さんて3名ありますか、今回任期が切れるという方はないようですので1人増えるということになるんでしょうか。その辺もお伺いしたいと思います。

それとちょっと他の方も調べてみますと、やはり人権擁護委員というのは選定委員の要綱が設定されていて、他の人でっていうことではないですけれども、行政の中でされるにしても、どの課長さん担当のって、こういうふうにして選考しますということが定めてあるんですけれども、わたくしとしてはやはりそういうふうなのを設定をした方がいいなあというふうに思います。

まあ、職員さんでなんていいですかね、広く見ていただいているとは思いますが、いろんな職員の中の方でもご意見を持っておられると思いますし、まだ推薦していく人についても、日ごろからの行動とかそういうことがあると思いますが、そういう面についてどうお考えになっているかお伺いしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えいたします。まず3名の人権擁護委員さんいらっしゃるということで、この度は12月末で3年になる方がいらっしゃって、その後任の方を選ぶということで、一人増えるわけではございません。ただ、それに間に合わせるのに、この議会で皆さんに相談させていただいているということでございます。ので、一人増えるわけじゃないということでございます。

選定委員の要綱が決まって、その中でいろいろやりとりをしたらとうようなことでございます。たしかその部分もございまして、検討の余地はあるかなと思っておりますが、法務局の方でルールが決まっております、例えば新しい方は68歳までの方、それから75歳になったら更新ができませんよとか、そういうルールがある中で、その中で人選していくということでは、そのルー

ルに基づいて担当課で人選したり、必要に応じて村長と協議したということでございます。それに加えて、各課長からの意見も聞いた方がいいんじゃないかということでは、そういったことでは何らかの形を考えていけるかなあと考えておりますので、今後検討していきたいと思っております。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） わたしもいろいろな頭をしぼってしてみました。人権擁護委員というのが一番こうわたしは、他の委員さんが大切ではないということではないですけども、連携プレーでしていられることだとは思いますが、人権ってということが一番のことかなと捉えています。

ですので、やはりその面については外部の状況っていいですかね、そういうことも把握をしていく中で人選を今後もしていっていただきたいというふうに思っています。なによりも、相談していいですかね、話しやすいかなってということもあると思いますし、なかなか自分が出せないことを相談に行くということですので、その面をよく考えて人選をしていただきたいというふうに捉えています。その点今後よろしくお願いをしたいと思います。

先ほど返答がありましたので今後は考えていただけるとは思いますが、その点、皆さんでぜひ要綱なりと検討していただきたいということです。よろしくお願いたします。

○議長（山路 有君） 答弁はいいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 7番、橋井です。討論させていただきます。本人権擁護委員の推薦につき意見を求めるということですが、わたくしは本青山高志氏を選任することに、賛成の立場で討論をさせていただきます。

かの人物については、わたくしも良く存じ上げております。実に日ごろより公明正大で、だれにも好感の持てる人物であり、人権擁護委員としては誠にふさわしい人物であるということで、わたくしはみなさまに強く、この青山高志氏を推薦すべきであるということに御賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） 賛成討論ですので、いきなり討論ありませんかということで入っておりますので、先ほど賛成討論ということで、その他討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから討論を終わります。これから諮問第2号を採決します。この採決は起立によって行います。諮問について賛成の方の起立を求めます。

〔賛成多数〕

○議長（山路 有君） 賛成多数と認めます。したがって人権擁護委員の推薦については、青山高志氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第15 議員派遣の件について

○議長（山路 有君） 日程第15、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件についてはお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

日程第16 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程16、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第17 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第17、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によりお手元に配

布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 18 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 18、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第 19、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議されました議案は、すべて議了いたしました。これをもって会議を閉じ、令和 3 年度第 3 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 39 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員